

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成15年10月31日（告示第1792号）一部改正

平成18年 8月16日（告示第1163号）一部改正

平成27年 3月26日（告示第 689号）一部改正

動生剤基準のマイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.4.3、3.4.6及び3.4.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。